

逗子市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



ALLY  ZUSHI

目次

- 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ（P 2）
 - 2 宣誓をできる方（P 3）
 - 3 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ（P 4～5）
 - 4 宣誓時に必要な書類（P 6～7）
 - 5 宣誓後について（P 8）
 - 6 パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用の実施について
（P 9～10）
 - 7 Q&A（P 11～13）
- 参考 逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱
（P 14～16）

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方々へ

逗子市は、性別や国籍、年齢、障がいの有無に関わらず誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。

この理念に基づき、広く多様性に配慮することを念頭に、令和2年（2020年）4月からパートナーシップ宣誓制度を始めました。逗子市におけるパートナーシップの定義は、「互いをその人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係」としています。

この制度は、生きづらさや困りごとを抱えている方々の負担の軽減や性の多様性の尊重など、誰もが生きやすい逗子市を目指し制定するもので、法律上の効果が生じるものではありません。しかし、制度の導入により、行政がお二人の関係を尊重し、寄り添っていくことができると考えています。

この制度の導入により、差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会になることを期待しています。

2 宣誓をできる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

(1) 成年であること。

満 20 歳以上の方

(民法の改正により、2022 年4月1日以降は「満 18 歳以上」となる予定です。)

(2) 返子市民であること、または転入を予定していること

転入予定の場合は、パートナーシップ宣誓書に転入予定日をご記入ください。

また、宣誓日から3ヶ月以内に市内に転入予定であること。この場合、3か月以内に市内に転入することを証明する書類を提出してください。

(3) 結婚していないこと(配偶者がいないこと)

独身証明書、その他これに類する書類で確認します。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や国内の他自治体でパートナーシップ宣誓等を行っている方は宣誓できません。

*他自治体でパートナーシップに関する返還処理をされている方は除きます。

*海外でパートナーシップ宣誓制度を利用されている方は除きます。

(5) 宣誓者同士が近親者でないこと

*近親者とは直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族が該当します。

*パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます。

◆上記(1)～(5)の内容等について、宣誓時に確認をし、お二人の署名をいただきます。

3 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ

(1) お二人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。

宣誓できる方は、3ページの要件全てに該当するお二人です。
宣誓予約をする前に必ずご確認ください。



(2) 電話またはメールで宣誓日の予約をお願いします。

3ページの要件に該当し、宣誓をご希望の場合は、市民協働課 人権・男女共同参画係宛に電話またはメールにて宣誓希望日の予約をお願いします。

- ・宣誓可能日時は年末年始を除く9時から17時までです。
- ・宣誓希望日の5日前(祝日、年末年始を除く)までに予約してください。

【予約連絡先】

TEL 046-873-1111 (平日9時から17時まで)

Mail siminkyoudou@city.zushi.lg.jp

- ・宣誓日時調整、必要書類の確認をします。
- ・宣誓場所(原則として個室対応)は予約時にお伝えします。
- ・郵送等での宣誓書の受付はできません。



(3) 宣誓日当日までに必要書類を準備してください。

- ・必要書類は6~7ページをご確認ください。
- ・宣誓に必要な書類の交付手数料は自己負担となります。

(4) 予約した日時にお二人揃って指定の場所にお越しください。

- ・必要書類を提出してください。
- ・必要書類と確認書による要件確認及び提出書類による本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。
- ・市職員の前でパートナーシップ宣誓書に自署していただきます。
- ・予約時の申し出により、第三者の立ち合いも可能です。



(5) パートナーシップ宣誓証明書の交付

- ・要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓証明書に宣誓書の写しを添付し、宣誓者へ交付します。
- ・書類の不備等がない場合を除いて原則即日交付します。
- ・通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）の写しを提出してください。また、通称を使用する場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を表示します。

宣誓から宣誓証明書の交付まで約1時間程度を予定しておりますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、以下の書類が必要です。

*宣誓時に宣誓場所にお一人でしか来られない場合は、予約時にご相談ください。

(1) 返子市パートナーシップ宣誓書(第1号様式)

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

* (1) 及び (2) は市民協働課の窓口に準備しています。

* 宣誓書への記入は、宣誓される日に窓口で記入してください。

(3) 住民票の写し

・3ヶ月以内に発行された住民票の写しをお一人一通ずつお持ちください。

・宣誓されるお二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたもの一通で構いません。

* 住民票の写しの交付手数料は、ご自身の負担となります。

(4) 独身であることを証明する書類(独身証明書・戸籍抄本など)

・3ヶ月以内に発行された独身証明書等をお一人一通ずつお持ちください。

* 独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。

* 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面(大使館等公的機関が発行するもの)に日本語の翻訳を添えて提出してください。

* 独身証明書等の交付手数料は、ご自身の負担となります。

(5) 通称名が分かるもの

・通称名を使用する場合は、その通称名が日常的に使用していることが分かるもの(社員証等)の写しをお持ちください。また、通称名を使用する場合、宣誓証明書の裏面にある特記事項に戸籍上の氏名を表示します。

(6) 本人確認ができる書類

・個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

【書類の例】

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・パスポート ・マイナンバーカード(個人番号カード) ・住民基本台帳カード(写真付のみ) ・船員手帳 ・海技免状 ・電気工事士免状 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・官公署等職員の身分証明書で写真付きのものなど 	<p>*組み合わせは下表の(イ+ロ)又は(イ+イ)の2点 * (ロ+ロ)は不可</p> <p><イ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、共済組合員証) ・国民年金手帳 ・年金証書(国民年金、厚生年金、船員保険年金、共済年金、恩給証書) ・住民基本台帳カード(写真なし) ・証明書の交付請求書面に押印した印鑑の印鑑登録証明書など <p><ロ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の写真付き身分証明書 ・写真付き学生証 ・指定されたもの以外の公の機関発行の写真付き資格証明書など

*上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

*有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

5 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書の交付(第2号様式)

- ・パートナーシップ宣誓をされたことを証する宣誓証明書をお二人それぞれに交付します。

(2) 宣誓証明書の再交付(第3号様式)

*再交付ご希望の方は5日前までに市民協働課 人権・男女共同参画係宛まで電話またはメールにて連絡をお願いします。

- ・宣誓証明書の紛失やき損、汚損または氏名変更などの事情により再交付を希望される場合には、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書に基づき、再交付します。
- ・氏名変更された場合には、変更後の事項を確認できるものをご提出ください。
- ・市内転居した場合は再交付の対象になりません。
- ・市内転居した場合は、転居先の住所が分かる身分証明証(運転免許証等)をお持ちのうえ、市民協働課までお越しください。(予約不要)

(3) 宣誓証明書の返還(第4号様式)

- ・次のいずれかに該当する場合は交付された宣誓証明書を返還する必要があります。
- ・パートナーシップの解消
- ・一方又は双方が市外に転出した場合(*特例あり)
- ・いずれか一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップを有することとなった場合。
- ・一方がお亡くなりになった場合は、返還する必要はありません。

※ 特例

下記の場合は、宣誓証明書の返還の必要はありません。

- ・宣誓者の一方が転勤又は親族の疾病などのやむを得ない事情で一時的に市外や国外に移動する場合
- ・本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(*9頁で詳しく説明)を締結している自治体へ転出する場合で、「パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書」(第5号様式)を提出した場合。

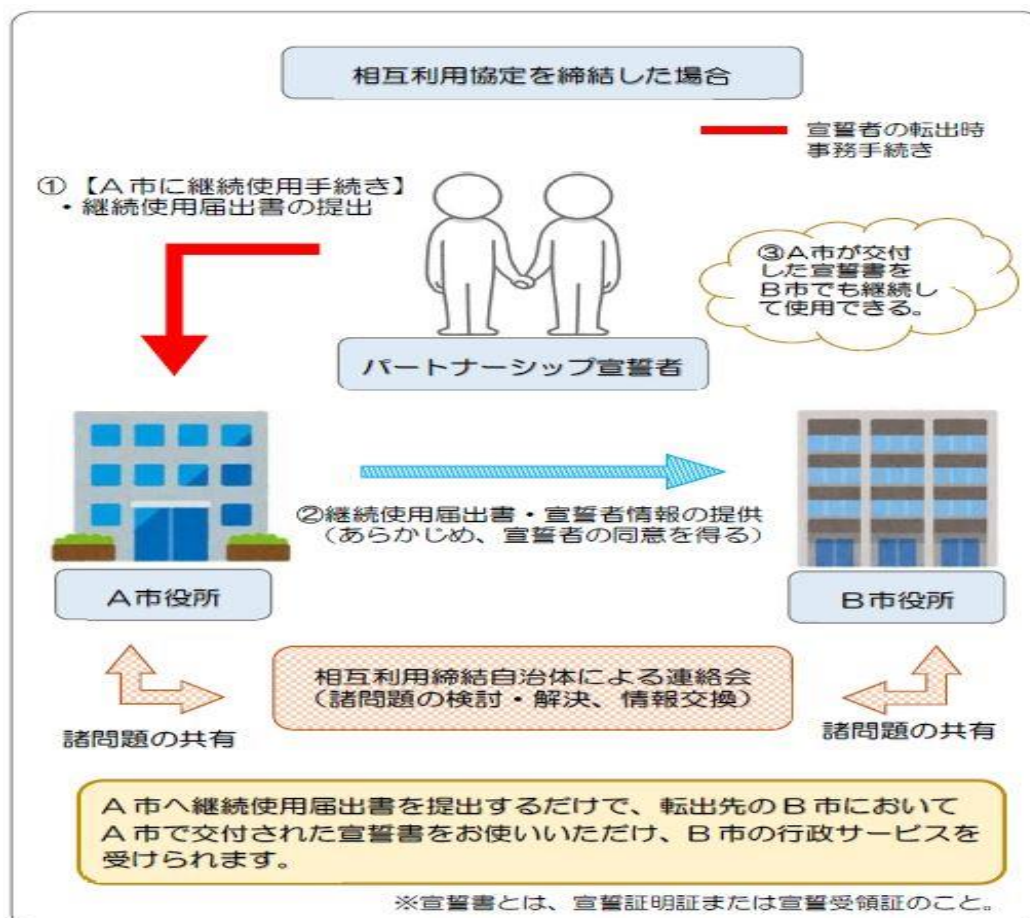
6 パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用の実施について

パートナーシップ宣誓制度を実施している横須賀市、鎌倉市、逗子市の三市は同制度を利用している方が、三市間で住所を異動しても安心していきいきと生活し、個性を發揮できるよう支援することを目的に、パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結しています。今後県内自治体でパートナーシップ宣誓制度を開始した自治体には、協定への参加を呼び掛けていく予定です。

(1) 相互利用の概要

横須賀市、鎌倉市及び逗子市でパートナーシップ宣誓を行った市民が、三市間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先自治体で新たな宣誓を行うことなく宣誓が継続し、既に交付済みの宣誓証明書等が継続使用できるものです。

【イメージ図】



(2) 個人情報の取扱いについて

転出前自治体で提出された、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書及び本人確認書類の写し等の宣誓者情報を転出先自治体へ送付する際は宣誓者のプライバシーに十分配慮します。

(3) 交付条件が異なる自治体との相互利用について

横須賀市、鎌倉市、逗子市で導入しているパートナーシップ宣誓制度は交付条件がほぼ一致していますが、今後上記3市とは異なる交付条件で制度を開始する自治体もあると考えられます。この場合、宣誓は交付自治体の条件が適用され、行政サービスは転出先自治体の制度が適用されます。

(4) 必要書類について

協定締結自治体間へ転出する場合は、転出前自治体にてパートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書(第5号様式)を提出してください。その際、双方のパートナーシップ宣誓証明書及び本人確認ができる書類を確認します。

本人確認書類の例は9頁を参照してください。

(5) 一時的な転出の場合について

転勤や親族の疾病、介護等に伴う一時的な転出の場合は、継続使用の届出の必要はありません。宣誓をしたお二人が揃って協定締結市へ転出する場合のみ、継続使用の届出が必要になります。

7 Q&A

Q1 逗子市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 結婚は民法に基づく制度であり、権利、義務を伴うものです。一方、逗子市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」により実施される制度で、結婚制度とは異なり法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

この制度の導入により、性的マイノリティや事実婚カップルの生きづらさや困りごとの軽減、性の多様性の尊重の促進など、誰もが生きやすい逗子市を目指し、制定しました。

Q2 法的な権利や義務の付与を伴うものではないのに実施する理由はなんですか？

A 性的マイノリティや事実婚カップルの生きづらさや困りごとの軽減、性の多様性の尊重の促進など行政がお二人の関係を尊重し、寄り添っていくことを目指し制定しました。

この制度の導入により、差別や偏見が解消され、性的マイノリティや事実婚に関する社会的理解がますます広がることを期待しています。

Q3 パートナーシップ宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

A 逗子市の内部規定により実施される制度であることから、パートナーシップ宣誓をしても戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q4 逗子市民でないと宣誓できないのですか？

A 双方が市内に住所を有しているか、一方が市内に住所を有し、他の一方が3か月以内に市内への転居を予定している場合は宣誓できます。

転入予定の場合は、3か月以内に転入することが分かる書類の提出が必要です。

Q5 「成年」とは何歳以上ですか？

A 20歳以上です。ただし民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となります。

Q6 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか？

郵送での宣誓は行っておりません。

Q7 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q8 宣誓証明書は即日交付されますか？

A 書類の不備等がない場合を除いて原則即日交付します。

なお、即日交付する場合でも、内容確認等含め1時間前後のお時間を要しますので、ご了承ください。

Q9 通称名は使用できますか？

A 性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は通称名で宣誓ができます。

通称名を使用する場合は、宣誓日にその通称名が日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）の写しをお持ちください。また、通称を使用する場合、宣誓証明書の裏面にあり特記事項に戸籍上の氏名を表示します。

Q10 養子縁組をしています、宣誓できますか？

A パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

Q11 宣誓は同性カップルしかできないのですか？

A 広く多様性に配慮することを念頭にパートナーシップ宣誓制度を創設した結果、同性カップルに限らず、事実婚やトランスジェンダーの方々など異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q12 同居していないと宣誓できませんか？

A 同居している必要はありませんが、お互いをその人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係であることが必要です。

Q13 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 宣誓の際はプライバシー保護のため、原則として個室で対応します。提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分配慮します。

パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転居した場合の書類の送付については、メールの場合はパスワード設定を行い、郵送の場合は配達証明を利用します。

Q14 第三者に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A 代理人による宣誓はできません。宣誓者お二人揃って窓口にお越しください。

ただし、ご事情により必要書類への記入が難しい場合は代筆者による記入を認めています。

Q15 宣誓書は何年間保存されますか？

A 30年間保存します。

Q16 宣誓証明書の交付を受けるとどのようなサービスを受けられますか？

A 公共サービスでは、市営住宅及び県営住宅への入居申込に利用できます。

民間サービスでは、宣誓証明書の提示があれば携帯電話の家族割サービスが適用されるなどのサービスがあります。

また、医療機関には親族として面会や手術の同意ができるように働きかけを行っていく予定です。不動産業者には、家族と同様に取り扱うよう働きかけを行う予定です。

今後、利用可能なサービスが拡大していくことが期待されます。

*災害見舞金は、パートナーシップ宣誓制度を利用していなくても申請可能です。

Q17 市外に転出する場合、宣誓証明書は返還する必要がありますか？

A 一方又は双方が本市域外に転出した場合は、返還の必要があります。

ただし、横須賀市、鎌倉市と締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定に基づき、三市間でお二人が同一区域に住所を異動する場合は、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先自治体で新たな宣誓を行うことなく、既に交付済みの宣誓証明証等が継続使用できます。

この協定については、今後県内自治体でパートナーシップ宣誓制度を開始した自治体に参加の呼びかけをしていく予定です。

参考 逗子市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指すため、パートナー関係にある二者がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと(宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。第7条に規定する申請並びに第8条及び第9条に規定する届出においても同様とする。

- (1) 住民票の写し(本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)
- (2) 本籍地で発行する独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

3 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には、通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により、証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次に掲げる事項を理由とする場合、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、証明書の再交付を申請することができる。

(1) 証明書を紛失したとき

(2) 証明書をき損、又は汚損したとき

(3) 氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき。この場合においては、第4条第1項各号に掲げる書類であつて、変更後の事項を確認できるものを提出し、又は提示するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次条第1項の規定により届出をした者を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届出書(第4号様式)に第6条の規定に

より交付を受けた証明書を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合（特別な事情により双方の意思によることのできないと市長が認めたときを含む。）
- (2) 一方又は双方が本市域外に転出した場合（一時的な場合及び転出先の地方公共団体において用いる場合を除く。）
- (3) 第3条第3号に該当しなくなった場合
（自治体間での相互利用）

第9条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合で、パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書（第5号様式）を提出したときは、継続して本市が交付した証明書を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した証明書（継続使用の手続きがされたものに限る。）を、本市において継続して使用することができる。

3 前項の規定により継続して証明書を使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定により返還の手続きをするものとする。

4 第1項の規定により継続使用している証明書の再交付については、第7条の規定を準用する。

（事務の所管及び事前調整）

第10条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、市民協働課において行う。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする宣誓者は、あらかじめ宣誓をする日時等について調整するものとする。

（施策の推進に当たっての配慮）

第11条 市長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、宣誓者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

逗子市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック（第1版）

令和2年（2020年）4月1日発行

逗子市パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ、ご相談は下記まで

逗子市 市民協働部 市民協働課 人権・男女共同参画係

Tel 046-873-1111 FAX 046-873-4520

Mail siminkyoudou@city.zushi.lg.jp